

太 教 社 教 第 824 号
令 和 2 年 2 月 4 日

太子町社会教育審議会
会長 室 井 美 千 博 様

太子町教育委員会



太子町指定文化財の指定について（諮問）

下記の文化財について、令和元年 7 月 26 日付で所有者より指定申請がありました。専門委員による調査を行ったところ、町指定文化財に指定する価値を有しているものと考えます。

つきましては、太子町指定文化財の指定について、ご審議いただきたく諮問いたします。

記

名称	種別	員数	所在地
横山家庭園	記念物（名勝）	1	揖保郡太子町阿曾 338 番地

以上

太 教 社 教 第 825 号
令 和 2 年 2 月 4 日

太子町社会教育審議会
会長 室 井 美 千 博 様

太子町教育委員会



太子町立町民体育館の使用料及び
使用許可の制限の見直しについて（諮問）

町民体育館は、町民の心身の健全な育成をはじめ、明るく豊かな生活の形成に寄与するよう運営してきました。しかし、築 40 年が経過して老朽化が激しく、また、平成 19 年 11 月に太子町が実施した耐震検査（診断）において耐震強度を満たしていないとの結果が出たことから、利用者の安全・安心を考慮し現地での耐震改修となり、令和 2 年 3 月に完了する予定です。

町民体育館の使用料については、平成 13 年度に改定を行っていますが、それ以降は見直しを行っていません。行革の推進の中で、受益者負担の割合も含めて、施設使用料全体の見直しが課題となってきました。

そのため、耐震・大規模改造工事に伴い施設が充実する機会に、近隣市町の状況も踏まえながら、総合的に使用料及び使用許可の制限の見直しを行いたいと考えます。

つきましては、体育館の使用料及び使用許可の制限の見直しについて、ご審議いただきたく諮問いたします。

令和 2 年 2 月 4 日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会
会長 室井 美千博



太子町指定文化財の指定について（答申）

令和 2 年 2 月 4 日付太教社教第 824 号で諮問のあった、太子町指定文化財の指定について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

諮問の対象となった横山家庭園について、江戸時代後期の大庄屋庭園の意匠と作庭技術、さらに当時の農村生活を伝える庭園として、太子町指定文化財に指定することは妥当であると判断する。

ただし、運営については以下の意見を付す。

周知・活用についてはさらに検討し、適切に運用をすすめること。

令和 2 年 2 月 4 日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会
会長 室井 美千博



太子町立町民体育館の使用料及び
使用許可の制限の見直しについて（答申）

令和 2 年 2 月 4 日付太教社教第 825 号で諮問のあった、太子町立町民体育館の使用料及び使用許可の制限の見直しについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

使用料及び使用許可の制限の見直し（案）について、体育館以外の町の教育委員会施設の使用料を基本とし、他市町の体育施設の使用料とほぼ差異のない設定がされており、体育館の施設・設備の維持管理のためには、使用料及び使用許可の制限の改正はやむを得ず、原案は妥当であると考えます。

ただし、運営については以下の意見を付す。

営利目的団体（個人）の使用許可の制限の緩和については、一般町民の使用に支障がないように留意すること。